

## 予防的な取組方法の考え方について ( 共通理解に向けた討議用メモ )

予防的な取組方法の考え方については、各国、各取組主体によって受け止め方は様々であるが、本政策対話においては、以下の内容を共通理解として良いかどうか、御議論いただきたい。

### 1. 定義

予防的な取組方法とは、リオ宣言第 15 原則に基づき、重大なあるいは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期せず、各国の能力に応じて取り組む方法のことである。

### 2. 名称

「予防 ( Precaution )」に関する考え方の表記方法として、「予防的な取組方法 ( Precautionary Approach )」、「予防原則 ( Precautionary Principle )」、「予防的措置 ( Precautionary Measures )」等のように様々な表記が用いられているが、これらの違いによって定義の内容が変わるものではなく、この考え方をどのように施策に適用するかによってその位置付けが変わる。

### 3. 環境政策における位置付け

我が国の場合、「予防的な取組方法」の表記を用い、この考え方を、「リスク評価」の考え方と併せて、環境効率性や汚染者負担の原則とともに、環境政策上の原則等として位置付けている。

「予防的な取組方法」と「リスク評価」の両者の考え方は補完的なものであり、「予防的な取組方法」は、科学が十分な知見を与えないときに意思決定プロセスに活用すべきものである。

### 4. 適用方法

#### ( 1 ) 適用要件

予防的な取組方法の考え方を適用するに当たっての要件は、潜在的に有害な影響が、特定の行為、製品または工程によって引き起こされることが特定されているという「リスクの存在」と、科学的評価によって十分な確実性をもってそのリスクを確定することができない「科学的不確実性」の 2 つである。

また、予防的な取組方法の考え方の適用は、リスクに基づくアプローチの放棄を意味するのではなく、科学的な情報とその評価が基盤とならなければならない。

## (2) 講ずべき措置の決定に関する事項

### (リスク管理に適用される一般原則)

予防的な取組方法の考え方に基づき措置の内容を検討する場合には、リスク管理全般に適用される一般原則が適用されるべきである。具体的には、比例原則（措置は、望まれる保護水準と均衡したものでなければならず、ゼロリスクを目指すものであってはならない。）無差別原則（同様な状況は、客観的根拠がない限り異なるように扱われてはならない）一貫性（同様な状況で講じられた既存の措置や同様なアプローチを用いた措置との一貫性）等が適用されるべきである。

### (多様な選択)

予防的な取組方法の考え方を適用した場合の措置は、行為や製品の全面的禁止に限らず、普及啓発、情報提供や指針の作成、不確実性減少のための調査研究の実施等、全てのリスク管理に関連する選択肢の中から選ばれるべきであり、場合によっては、何もしないという選択肢も正当な判断の結果の一つである。

### (費用便益分析)

講じられるべき措置のコストが最小化されるべきであり、措置内容の検討に当たっては、費用と便益の検討、可能な場合には経済的な費用便益分析を行うべきである。

### (措置の再評価・再検討)

予防的な取組方法の考え方を適用して講じた措置は、一般的に暫定的なものとなり、科学的根拠の発展等により、措置の変更が必要になる場合がある。この際、措置は再検討され、必要な場合には適切に変更されるべきである。

## (3) 透明性の確保と公衆の関与

予防的な取組方法の適用プロセスにおいて、すべての段階における透明性とできる限り多くの利害関係者の参加を確保することが重要である。とりわけ、公衆のリスクの許容性等を把握することが可能となることや、選択した保護のレベルと措置の実施に伴う社会的コストへの利害関係者の理解を得る上で必要である。

## 5. 過去の適用事例の評価と今後の対応

我が国及び世界各国における予防的な取組方法の考え方の適用事例を振り返ってみると、必ずしも十分ではなかった例もあったことから、今後は、過去の事例から得られた教訓等を基に、関係者間の共通理解を進めつつ、この考え方の適用を適切に行うことが必要。